

様式集

既設建物に関わる維持管理届

神奈川県企業庁
水道営業所長 殿

住所
申込者 氏名
電話

給水装置場所	
建物の名称	

- 1 神奈川県県営上水道条例に規定する給水装置の管理義務を遵守します。
- 2 逆流防止装置は、1年に1回以上の点検を行いその記録を1年間保管し、水道営業所長から請求があったときは提示します。
- 3 遠隔指示式量水器の表示装置の維持管理については、当該量水器メーカーと保守委託契約を引き続き行います。
- 4 当該給水装置を維持管理するにあたり、次の者を管理責任者に定めます。

氏 名	
連 絡 先	

- 5 管理責任者に変更が生じたときは、直ちに水道営業所長に届け出ます。

「様式－2」（A4縦長型）

県営水道給水関係事前協議書 [正・副]

年 月 日

開発事業 促進工事 3階直結直圧式給水 直結増圧式給水 増圧猶予 一般				
申込者	住所			
	商号又は名称 代表者名又は氏名		電話番号	
協議者	住所			
	商号又は名称 代表者名又は氏名		電話番号	
計画地住所				
計画の概要	開発目的			
	開発面積	m ²	用途	専用住宅 共同住宅 事務所ビル
	敷地面積	m ²	建築物の構造	
	建築面積	m ²	建物の戸数	棟 戸
	延床面積	m ²	最高位水栓	m
	着手予定期 時	年 月 日	完成予定時期	年 月 日
	検針方法	直読・遠隔	新規配管・既設管使用	
	使用見込水量	計画1日最大(m ³ /日)		
計画時間最大(m ³ /時) (瞬時最大流量l/分)				
企業局 協議確認欄	<input type="checkbox"/> 別添「回答書」に記した理由により給水工事の申込みをお受けできませんので、再度、給水方法について検討して下さい。 <input type="checkbox"/> 別添「回答書」に記した条件により、給水可能です。 <p style="text-align: right;">年 月 日 水道営業所長</p>			

- 1 太枠の部分は、必要事項を記入して下さい。
- 2 必要書類を添付の上、[正] [副] 各1部を水道営業所に提出して下さい。

「様式－２の２」(A4縦長型)

県営水道給水関係事前協議書 [正・副]

(特別給水装置工事)

		年 月 日	
申 込 者	住 所		
	商号又は名称 代表者名又は氏名	電 話 番 号	
協 議 者	住 所		
	商号又は名称 代表者名又は氏名	電 話 番 号	
計 画 地 住 所			
計 画 の 概 要		開 発 目 的 又 は 建 築 用 途	
		開 発 面 積 又 は 敷 地 面 積	m ²
		開 発 予 定 時 期 又 は 建 築 予 定 時 期	年 月～ 年 月
		開 発 計 画 戸 数 及 び 人 口	棟 戸 人
		建 築 物 の 構 造 面 積、延 床 面 積	
		使 用 見 込 水 量	1 日 最 大 m ³
		給 水 開 始 予 定 時 期	年 月
局 の 意 見 等	意 見		
	施 設 規 模	計画給水量 (1日最大 m ³ 、時間最大 m ³) 給水方法 (直結給水 ・ 配水池 ・ ポンプ所) 口 径 mm 延 長 m	

- 1 太枠の部分は、必要事項を記入して下さい。
- 2 必要書類を添付の上、[正] [副] 各1部を水道営業所に提出して下さい。

「様式－3」（A4縦長型）

No

誓 約 書

年 月 日

神奈川県企業庁
水道営業所長 殿

申 込 者 住 所
氏 名

「県営水道給水関係事前協議書」の提出にあたり、下記事項を誓約します。

記

- 1 工事場所
- 2 公道分（団地内道路を含む）の給水装置は、工事完成後すみやかに貴所に寄付します。

直結直圧式給水条件承諾書（新設・切替）

神奈川県企業庁
水道営業所長 殿

住 所
申 込 者 氏 名 (所有者) 電 話

直結直圧式による給水方式について、長所及び短所を理解した上で、次の条件を承諾します。

- 1 給水装置の維持管理については、当方にて管理責任者並びに維持管理業者を定め適正に行います。

給水装置の設置場所	建物所在地
	名 称
建物の管理責任者	住 所
	会社名
	氏 名 電話
給水装置の維持管理業者	住 所
	会社名
	氏 名 電話

注1 「給水装置の維持管理業者」とは、当該建物の給水装置工事を施行したものをいう。(給水装置工事施行承認申請書における申請者)

- 2 使用者に対しては、申込者において直結直圧式による給水方式であることを説明し、上記管理責任者等を周知させるとともに、水道管の取り替え工事、漏水修理工事、事故等による断水や減水時の使用者への広報についても、建物の管理責任者により常時対応します。
- 3 当該給水装置に起因して、逆流または漏水が発生し、水道営業所長又は第三者に損害を与えた場合には責任を持って補償します。また、紛争等については全て当事者間で解決し、水道営業所長に一切迷惑をかけません。
- 4 既設配管による給水設備を使用する場合、将来これに起因する問題についても当方において適正に対処します。
- 5 給水装置の所有権に変更が生じた場合は、速やかに所有者変更届を提出するとともに、上記内容を継承します。また、建物の管理責任者、給水装置の維持管理業者に変更が生じた場合は、速やかに直結直圧式給水条件承諾書を再度提出します。
- 6 上記項目の他、取扱上なお必要な事項については、神奈川県県営上水道条例及び同施行規程、給水装置工事設計施行基準・解説を遵守します。

直結増圧式給水条件承諾書（新設・切替）

神奈川県企業庁

水道営業所長 殿

住 所
申 込 者 氏 名 (所有者) 電 話

直結増圧式給水による給水方式について、長所及び短所を理解した上で、次の条件を承諾します。

- 1 増圧給水設備を含む給水装置の維持管理については、1年以内ごとに1回の定期点検を行い、当方にて管理責任者並びに維持管理業者を定め適正に行います。

給水装置の設置場所	建物所在地 名 称
建物の管理責任者	住 所 会社名 氏 名 電話
給水装置の維持管理業者	住 所 会社名 氏 名 電話
直結増圧式給水装置の維持管理業者	住 所 会社名 氏 名 電話

注1 「給水装置の維持管理業者」とは、当該建物の給水装置工事を施行したものをいう。（給水装置工事施行承認申請書における申請者）

注2 「直結増圧式給水装置の維持管理業者」とは、当該建物の増圧給水設備を施工したものをいう。

- 2 使用者に対しては、申込者において直結増圧式による給水方式であることを説明し、上記管理責任者等を周知させるとともに、水道管の取り替え工事、漏水修理工事、事故等による断水や減水時の使用者への広報、バルブ操作その他必要な措置についても、建物の管理責任者により常時対応します。
- 3 増圧給水設備の設置に起因して、逆流または漏水が発生し、水道営業所長又は第三者に損害を与えた場合には責任を持って補償します。また、紛争等については全て当事者間で解決し、水道営業所長に一切迷惑をかけません。
- 4 既設配管による給水設備を使用する場合、将来これに起因する問題についても当方において適正に対処します。
- 5 給水装置の所有権に変更が生じた場合は、速やかに所有者変更届を提出するとともに、上記内容を継承します。また、建物の管理責任者及び給水装置の維持管理業者に変更が生じた場合は、速やかに直結増圧式給水条件承諾書を再度提出します。
- 6 上記項目の他、取扱上なお必要な事項については、神奈川県県営上水道条例及び同施行規程、給水装置工事設計施工基準・解説を遵守します。

増圧給水設備設置の猶予条件承諾書（新設・切替）

神奈川県企業庁

水道営業所長 殿

申 込 者 住 所 (所有者) 氏 名 電 話

給水装置の設置場所	建物所在地 名 称
建物の管理責任者	住 所 会社名 氏 名 電話
給水装置の維持管理業者	住 所 会社名 氏 名 電話

注 1 「給水装置の維持管理業者」とは、当該建物の給水装置工事を施行したものをいう。(給水装置工事施行承認申請書における申請者)

増圧給水設備設置の猶予（以下、増圧猶予）による給水方式について、長所及び短所を理解した上で、次の条件を承諾します。

- 1 当該建物の階数、計画水量、配水管の水圧その他の事情変更により給水上の支障が生じた場合又はおそれがある場合は、あらかじめ確保したスペースを利用して水道直結加圧形ポンプユニット（JWWA B 130 規格品又は規格同等以上品）及び減圧式逆流防止器又は複式逆止弁を設置します。なお、その際には、給水装置工事を申込みます。
- 2 制限給水時、事故時、水道施設の工事等による、一時的な水圧低下に伴う上層階での断水や出水不良が生じた場合は、使用者及び申込者の責任で対処し共用給水栓を使用します。また、その際に損害が生じても水道営業所長に責任を問いません。
- 3 逆流防止装置の機能を適正に保つため、申込者にて建物の管理責任者並びに給水装置の維持管理業者を定め適正に行います。
- 4 使用者に対しては申込者において、増圧猶予による給水方式であることを説明し、建物の管理責任者及び給水装置の維持管理業者を周知させるとともに、水道管の取り替え工事、漏水修理工事、事故等による断水や減水時の使用者への広報、バルブ操作その他必要な措置についても、建物の管理責任者により常時対応します。
- 5 増圧猶予に起因して、逆流または漏水が発生し、水道営業所長又は第三者に損害を与えた場合には責任を持って補償します。
- 6 既設配管による給水設備を使用する場合、将来これに起因する問題についても当方において適正に対処します。
- 7 給水装置の所有権に変更が生じた場合は、速やかに所有者変更届を提出するとともに、上記内容を継承します。また、申込者（所有者）、管理責任者、維持管理業者に変更が生じた場合も、速やかに増圧給水設備設置の猶予条件承諾書を再提出します。
- 8 上記項目の他、取扱上なお必要な事項については、神奈川県営上水道条例及び同施行規程、給水装置工事設計施行基準・解説を遵守します。
- 9 上記の承諾事項を使用者等に熟知させ、増圧猶予に起因する紛争等については当事者間で解決し、水道営業所長に一切迷惑をかけません。

水 理 計 算 確 認 書

神奈川県企業庁
水道営業所長 殿

給水装置の設置場所		
申 込 者		
建物の用途及び階数		
給 水 方 式	直結直圧式・直結増圧式・増圧給水設備設置の猶予	
計画一日使用水量		m ³ /日
計画同時使用水量		ℓ/分
A	設計水圧（事前協議番号 ー 号）	MPa
B	給水装置の必要水圧（高低差＋総損失水頭＋余裕水頭）	MPa
C	増圧給水設備の吐出圧（揚程）	MPa
D	余裕水圧 $D = A - B + C$	MPa

注) 事前協議を行っている場合の設計水圧は、回答書によること。

上記のとおり、水理計算により支障なく給水可能であることを確認しました。	
水 理 計 算 確 認 者	(給水装置工事主任技術者) 免状交付番号 第 号 氏 名
指定給水装置工事事業者	指 定 番 号 第 号 事 業 者 名 代 表 者 電 話

水 圧 調 査 依 頼 書

年 月 日

神奈川県企業庁
水道営業所長 殿

依頼者：
住 所 _____
会 社 名 _____
担当者名 _____
連 絡 先 _____

給水方式を検討するにあたり、水圧の調査を依頼します。

調 査 場 所			
予 定 建 物	用途：	階数：	
予 定 給 水 方 式	直結直圧式・直結増圧式・増圧給水設備設置の猶予・受水槽式		
案 内 図			

※太枠内に必要事項を記入し、案内図を添付してください。

-----以下水道営業所回答欄-----

受付番号			
現地水圧	MPa		
調査方法	<input type="checkbox"/> 簡易	<input type="checkbox"/> 測定	
測定日			
特記事項			

回答日		回答者	
-----	--	-----	--

「様式－５」（A４縦長型）

誓 約 書

年 月 日

神奈川県企業庁
水道営業所長 殿

申込者 住 所
氏 名

給水装置の一部施工の申込にあたり、下記事項を誓約します。

記

- 1 工事場所及び取出箇所数
- 2 新土地所有者が決定するまで、当該給水装置の維持管理及びその経費は申込者において負担します。
- 3 土地所有権が移転したときは、給水装置の所有権も新土地所有者のものとしします。
- 4 当該給水装置に漏水が発生した場合は、すみやかに水道営業所に届け出てその指示に従います。
- 5 公道分（団地内道路を含む）の給水装置は貴所に寄付します。
- 6 私道である場合は、占用料は無料とし、貴所が必要であると認める場合は、原形復旧を条件に掘削を認めます。

以上

同 意 書

年 月 日

神奈川県企業庁
水道営業所長 殿

- | | | |
|---|------------------|-------------------|
| 1 | 申込者
(支管分岐依頼者) | 住所

氏名 |
| 2 | 給水装置場所 | |
| 3 | 装置内容 | 支管分岐口径
支管分岐箇所数 |

このたび下記の者から支管分岐の同意を得たことを届け出ます。
なお、支管分岐により水量・水圧に支障が生じて一切貴所に異議の申し立てをしないことの同意を得ています。

記

水栓番号
給水装置所有者住所

氏 名

給水装置使用者住所

氏 名

年 月 日

神奈川県企業庁
水道営業所長 殿

月分給水装置修理報告書

No. _____

(指定給水装置工事事業者名)

	受付月日	施行年月日	水栓番号	依頼者氏名 (使用者)	修理内容	摘要
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
	年 月 日	年 月 日				
その他	年 月 日	年 月 日				

- (1) 栓類の取替、水道メーターの移設、管の取替及び切回の場合は、その内容を具体的に記入すること。
- (2) その他パッキンの取替等軽易な修理については、件数のみを記入すること。

増圧給水設備（ポンプ）取替届出書

神奈川県企業庁
水道営業所長 殿

給水装置所有者

指定給水装置工事事業者

指定番号 _____

住 所 _____

所 在 地 _____

氏 名 _____

称号又は _____

名 称 _____

電 話 _____

電 話 _____

主任技術者 _____

増圧給水設備（ポンプ）の取替えについて、以下のとおり届出ます。

1 給水装置場所：

2 水 栓 番 号：

3 増圧給水設備仕様

メーカー名			
型式			
口径（mm）		自動停止設定圧力 （MPa）	
揚程（m）		自動復帰設定圧力 （MPa）	
出力（kw）		逆流防止装置種別	
吐出量（l/min）		逆流防止装置設置位置	吸込側 ・ 吐出側
最大給水高さ（m）			

上記の増圧給水設備の取替にあたり、神奈川県営水道条例及び同施行規程、給水装置工事設計施行基準・解説を遵守します。

給水装置工事に伴う道路復旧舗装工事施行条件承諾書

年 月 日

神奈川県企業庁
水道営業所長 殿

商号又は名称
代表者氏名
指定給水装置工事事業者 電話番号

舗装工事業許可番号
商号又は名称
代表者氏名
施工者名 電話番号

舗装工事を施行するにあたり、次の施行条件を承諾し、遵守いたします。

施 行 条 件

- 1 道路管理者の定める基準及び許可条件に従った施行をすること。
- 2 舗装工事は仮復旧終了後又は道路管理者の裁定後、14日以内に施工すること。
- 3 舗装工事施工中の事故等一切の責任を負うこと。
- 4 舗装工事の出来形及び品質に、水道営業所及び道路管理者が不備があると認めた場合、手直し等を行うこと。
- 5 完成検査終了後2か年間に生じた工事目的物のかしの補修、かしによって生じた一切の滅失及び毀損に対しての損害賠償責任を負うこと。

「様式－１０」

給水装置に係る情報の提供請求書

年 月 日

(請求先)

神奈川県企業庁 水道営業所長

(請求者)

住所

氏名 (法人の場合は法人名及び代表者氏名)

電話

次のとおり給水装置に係る情報の提供 (閲覧・写しの交付) を請求します。

1 情報の提供を請求する場所 (わかる範囲で結構です。)	所在地住所： 建物名： 水栓番号：
2 情報を利用する目的	<input type="checkbox"/> 給水装置工事 <input type="checkbox"/> 給水工事の維持管理 <input type="checkbox"/> 道路掘削工事 <input type="checkbox"/> 宅地内掘削工事 <input type="checkbox"/> その他 ()
3 請求する台帳等の種類	<input type="checkbox"/> 給水台帳 <input type="checkbox"/> 管網図

【所有者本人の同意欄】

上記の情報提供に同意します。

年 月 日

給水装置所有者

住所

氏名

電話番号

注意

- 情報の提供の請求にあたっては、請求者が本人であることを確認できる書類 (住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、給水装置工事主任技術者証その他法令により交付された書類) の提示が必要となります。
- 提供を受けた個人情報の取扱いについては、次の事項を遵守してください。
 - 提供を受けた情報を申し込んだ利用目的以外には利用しないこと。
 - 提供を受けた情報を漏えいしないよう十分注意すること。
 - 保有する必要のなくなった情報は、確実に、かつ、速やかに廃棄するよう努めること。
- 提供する情報は、水道施設の参考図ですので、工事の際は必ず詳細について竣工図や試掘により確認してください。
- 該当する□にレ印をしてください。

.....ここから下は水道営業所で記載します。.....

【水道営業所確認欄】

<input type="checkbox"/> 本人確認		
確認方法	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	<input type="checkbox"/> 運転免許証 (番号)
	<input type="checkbox"/> 旅券 (番号)	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 (番号)
	<input type="checkbox"/> 国民年金手帳 (番号)	<input type="checkbox"/> 給水装置工事主任技術者証 (番号)
	<input type="checkbox"/> その他の書類 ()	
対応時間	時 分	
<input type="checkbox"/> 写しの交付	<input type="checkbox"/> 閲覧	担当者

確 約 書

年 月 日

神奈川県企業庁

水道営業所長 殿

申込者 住 所

氏 名

責任者 住 所

氏 名

震災時の飲料水を確保する目的で、受水槽からの非常用給水栓を設置するにあたり、次の内容について遵守することを確約します。

- 1 非常用給水栓は、地震による災害で本管が断水した場合に使用します。
また、停電によりポンプ施設が停止して給水ができない場合、1人あたり1日3リットル程度の飲料水に限定して使用します。
- 2 非常用給水栓は、鍵付の給水栓とし、責任者を定め鍵を管理します。
なお、給水栓は口径φ20mm以下の1栓とします。
- 3 住民の周知方法として、「震災時の使用に限定」のプレートを掲示します。
- 4 事前に、非常用給水栓を設置する受水槽の構造図を水道営業所に提出します。
- 5 申込者及び責任者を変更する場合は、速やかに水道営業所に確約書を再提出します。

「様式— 1 2」

水道直結式スプリンクラー設備の設置に係る誓約書

年 月 日

(提出先)

神奈川県企業庁

水道営業所長 殿

申 込 者 住 所
(所有者) 氏 名

給水装置工事にて水道直結式スプリンクラー設備（以下、「スプリンクラー設備」という。）を設置するにあたり、以下の事項を誓約します。

- 1 スプリンクラー設備の維持管理については当方にて適正に行い、災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により、スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、水道営業所に対し一切責任を問いません。
- 2 スプリンクラー設備の、火災時以外における作動及び火災時に非作動が生じても、当方にて対処し水道営業所に対し一切責任を問いません。
- 3 スプリンクラー設備の設置にあたっては、消防設備士の指導の下に行っており、異常等が生じても水道営業所に対して苦情を申しません。
- 4 逆流防止対策としてスプリンクラー設備配管系統の上流側に逆止弁を設置し、1年に1回以上の点検を行い管理いたします。
- 5 スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合など、使用する者が申込者と異なる場合については、各誓約事項を使用する者に周知徹底いたします。
- 6 スプリンクラー設備の申込者（所有者）を変更するときは、各誓約事項を譲受人に熟知させます。
- 7 スプリンクラー設備の作動による原因で水道メーターが故障等した場合は、水道営業所の指示に従い当方にて対処します。